

## 平成22年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

### 【目次】

1. 平成22年度の納付状況等について
  - (1) 公的年金制度全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 国民年金保険料の納付状況・・・・・・・・・・・・ 3
  
2. 納付率低下の要因等について
  - (1) 納付率低下の要因・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題・・・・・・・・ 9
  
3. 平成22年度における収納対策の取組状況について・・・・・・・・ 15
  
4. 平成23年度の収納対策について・・・・・・・・・・・・ 18

# 1 平成22年度の納付状況等について

## (1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者（注1）は約321万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）

《公的年金加入者の状況（平成22年度末）》



注1) 未納者とは、24か月（平成21年4月～23年3月）の保険料が未納となっている者。

注2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

注3) 平成23年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（34万人）が含まれている。

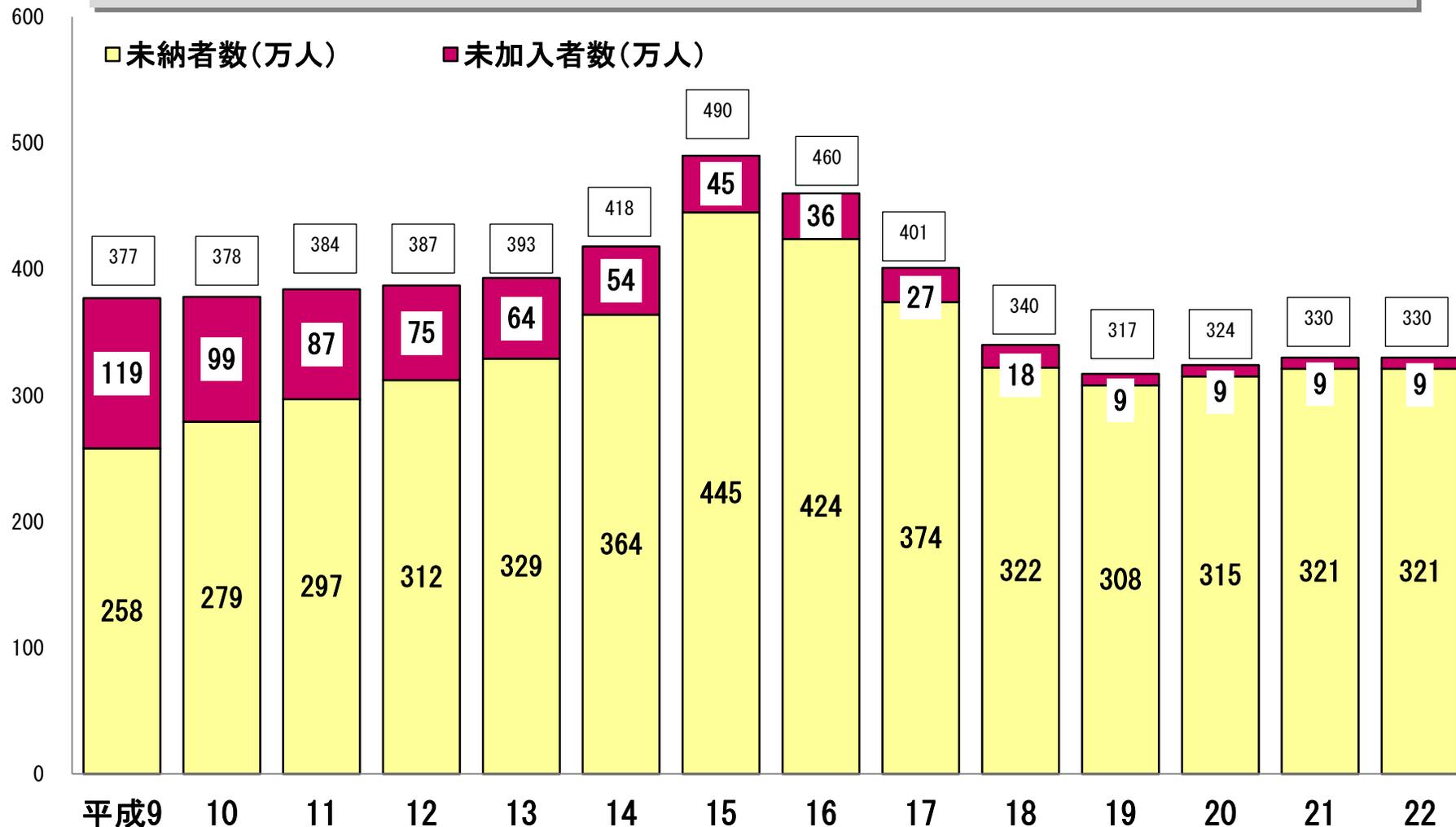
注4) 平成22年3月末現在。

注5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

(参考)

## 公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

(20歳到達者に対する届出がない場合の手帳送付による資格取得の手続き(いわゆる「職権適用」)が完全実施された平成9年度以降の推移)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。

なお、平成20年度以降の未加入者数は、平成19年度の数値を仮置きしている。

## (2) 国民年金保険料の納付状況

### 平成22年度の国民年金保険料の納付率等について

① 平成22年度の現年度納付率は、  
**59.3%**

(対前年度比△0.7ポイント)

② 平成20年度の最終納付率は、**66.8%**

(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)

(平成22年度末時点)

#### 納付率の推移

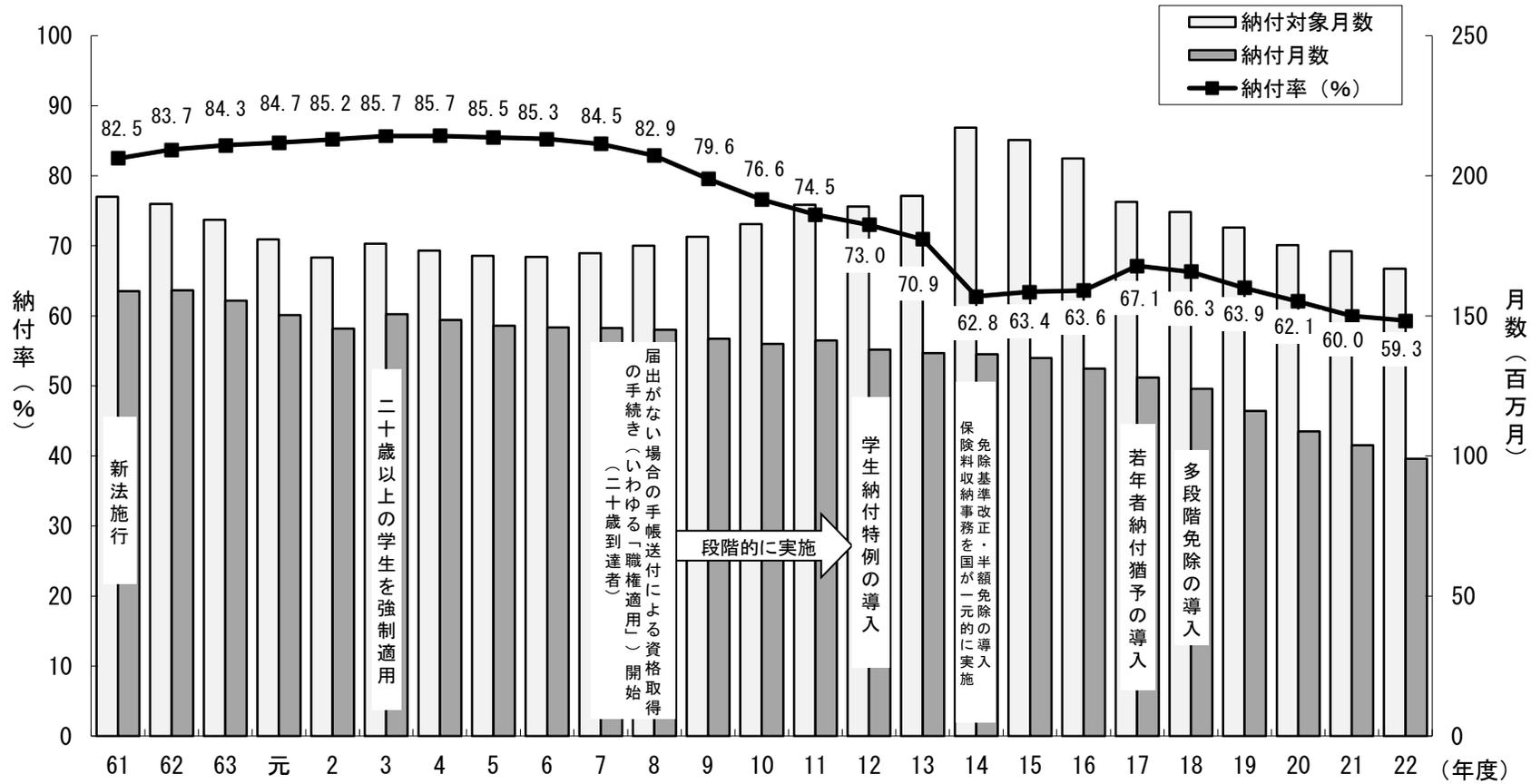
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分 保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分 保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分 保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分 保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分 保険料					60.0%	63.2%
22年度分 保険料						59.3%

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

# 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移(現年度分)



## ① 納付率の状況

○平成22年度の現年度分（平成22年4月分～平成23年3月分）の納付率は、59.3%（対前年度比△0.7ポイント）。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成21年度 (対前年度比)	10,381万月 (△4.5%)	17,308万月 (△1.2%)	60.0% (△2.1ポイント)
平成22年度 (対前年度比)	9,893万月 (△4.7%)	16,679万月 (△3.6%)	59.3% (△0.7ポイント)

- ・低下幅は、前年度と比べ縮小している。（△2.1ポイント⇒△0.7ポイント）
- ・年金事務所ごとの納付率を見ると、60事務所で前年度より上昇している。
- ・都道府県ごとの納付率を見ると、2県で前年度より上昇している。  
（平成21年度は、全ての年金事務所（312カ所）、全ての都道府県で低下）

○過年度分（平成20年度分）の納付率は、平成20年度末から4.8ポイント、平成21年度末から1.8ポイントの伸び。

○過年度分（平成21年度分）の納付率は、平成21年度末から3.3ポイントの伸び。

	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
平成20年度分 (対前年度末伸び)	62.1%	65.0% (+2.9ポイント)	66.8% (+4.8ポイント)
平成21年度分 (対前年度末伸び)	—	60.0%	63.2% (+3.3ポイント)

## ② 日本年金機構の中期計画及び平成22年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の中期計画では、
  - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
  - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- また、平成22年度の年度計画では、
  - ・平成20年度分の最終納付率は、平成20年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること。
  - ・平成21年度分の平成22年度末における納付率は、平成21年度の現年度納付率から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること。
  - ・現年度納付率については、前年度と同程度（60.0ポイント）の水準を確保すること。
 をそれぞれ目標とした。



- 平成20年度最終納付率は66.8%（平成20年度末と比較して4.8ポイントの伸び）となり、年度計画の目標を達成した。また、平成21年度の22年度末における納付率は63.2%（平成21年度末と比較して3.3ポイントの伸び）となり、同様に年度計画の目標を達成した。
- 平成22年度の現年度納付率は59.3%（対前年度比△0.7ポイント）となり、年度計画の目標は達成できなかった。なお、年度初めに比べれば、対前年同月比のマイナス幅は、年度末に向けて徐々に縮小している。

平成22年								平成23年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
51.5% (△1.1%)	54.1% (△1.5%)	55.2% (△1.7%)	55.1% (△1.6%)	55.4% (△1.5%)	56.0% (△1.6%)	56.7% (△1.3%)	57.5% (△1.2%)	57.9% (△1.0%)	58.2% (△0.8%)	58.7% (△0.8%)	59.3% (△0.7%)

(注) ( )内の数値は、対前年同月比である。

## 2 納付率低下の要因等について

### (1) 納付率低下の要因

#### ① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成22年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成21年度末現在と比較すると、55～59歳の全体に占める割合が0.7ポイント低下し、平均年齢は0.1歳若くなった。

年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることがわかる(9ページ参照)。平成21年度に比べ平成22年度の第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.2ポイント程度と推計される。

#### <年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段)%>

	第1号 被保険者	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成21年度	1,985 100.0	392 19.7	212 10.7	203 10.2	228 11.5	204 10.3	183 9.2	207 10.4	327 16.4	30 1.5	39.6
平成22年度	1,938 100.0	385 19.9	209 10.8	197 10.2	220 11.4	210 10.8	186 9.6	198 10.2	304 15.7	30 1.5	39.5

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査(抽出率1/100)による数値である。

## ② 市場化テスト事業の実績低迷

- 市場化テスト事業については、納付督促活動によって獲得すべき保険料（月数）の目標（要求水準及び最低水準）が達成できていない。（詳細は資料3-1を参照）

納付督促活動によって獲得した平成22年度の現年度保険料は、平成21年度に比べて約47万月減少（988万月→941万月）しており、このことが平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.3ポイント程度と推計される。

＜納付実績が伸びなかった要因＞

- 市場化テストの改善を図るため次のような措置を講じたが、いずれも年度途中からの取組となったため、十分な効果を上げられなかった。
  - ア 平成22年10月から委託を開始した事業については、①戸別訪問による納付督促の重視、②事業の質を重視した事業者を選択できるような入札方式への変更、③機構と受託事業者との情報交換や連携強化等の実施要項の変更を行った。
  - イ また、平成21年10月から委託を開始した事業については、平成22年8月に受託事業者から「競争の導入による公共サービスの改善に関する法律」に基づく業務改善計画を提出させ、受託事業者から2ヶ月に1回ヒアリングを実施して改善状況をフォローした。

## ③ 東日本大震災による納付督促の停止等

- 東日本大震災の発生以降、被災地（青森、岩手、宮城、福島、茨城の全域）においては、市場化テスト受託事業者による納付督促や強制徴収を全面的に停止した。また、仙台市にコールセンターを設置していた市場化テスト受託事業者（3社）については、コールセンターが被災し、被災地以外も含め電話納付督促が4月末まで出来なかった。これらのことが平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.1ポイント程度（上記②の「△0.3ポイント」の内数）と推計される。

## (2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題

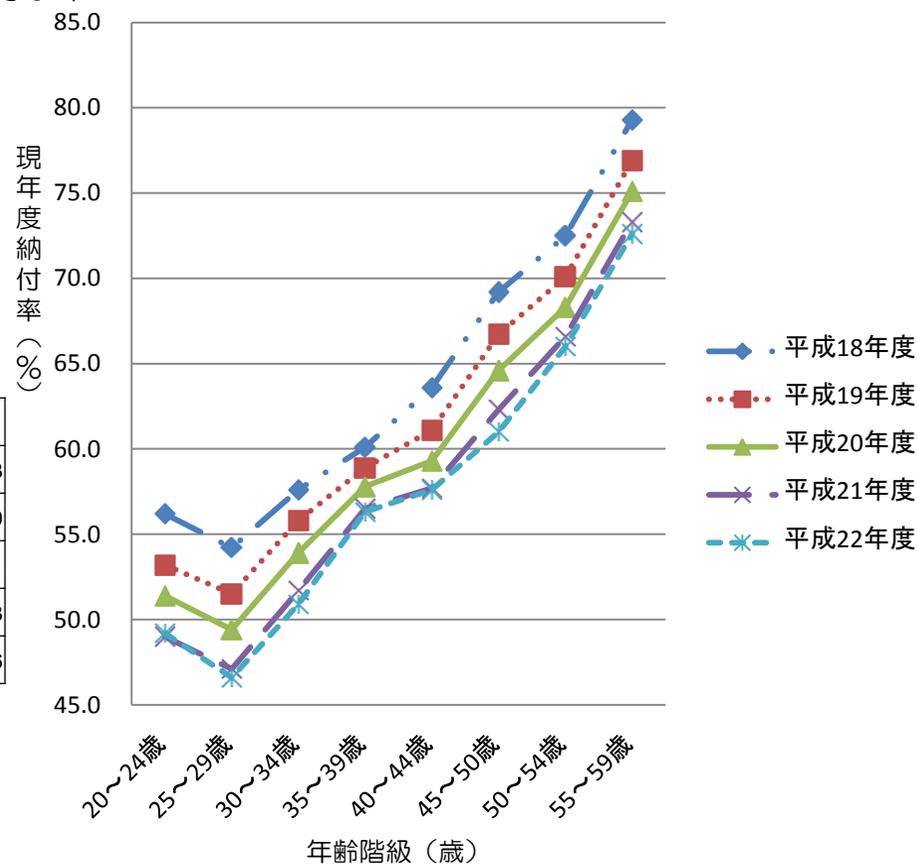
○ 平成18年度から平成22年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっており、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、各年度とも前年度と比較した場合、ほぼ全ての年齢階級において概ね現年度納付率は低下している。

○ 国民年金被保険者実態調査の結果から、納付率低下の主な背景として、次のような構造的な課題が考えられる。

- ① 第1号被保険者の就業状況
- ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
- ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位: %)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～50歳	50～54歳	55～59歳
平成18年度	56.2	54.2	57.6	60.1	63.6	69.2	72.5	79.3
平成19年度	53.2	51.5	55.8	58.9	61.1	66.7	70.1	76.9
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6



## ① 第1号被保険者の就業状況

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、臨時・パートの割合が26.1%となっており、平成11年調査と比較して10ポイント近く増加している。
- 次に、就業状況別の保険料納付状況をみると、臨時・パートは完納者の割合が最も低くなっている。
- また、就業状況別の第1号被保険者本人の所得水準をみると、臨時・パートは自営業主、家族従業者、常用雇用と比較して低くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、不安定な雇用状況におかれた保険料負担能力の低い非正規労働者の割合の増加という要因もあると考えられる。

### <第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成11年調査	22.6%	11.3%	9.8%	16.6%	34.9%	4.8%
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%

※注1：平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年には含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

※注2：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<就業状況別 保険料納付状況（平成20年調査）>

	完納者	一部納付者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者	1号期間滞納者
自営業主	57.6%	12.3%	7.7%	0.9%	0.6%	21.0%
家族従業者	64.6%	10.2%	6.5%	0.7%	1.0%	17.0%
常用雇用	40.2%	12.9%	5.7%	11.5%	1.7%	28.0%
臨時・パート	34.5%	11.2%	13.8%	12.5%	2.7%	25.3%
無職	39.1%	8.0%	14.5%	11.9%	2.7%	23.7%

<就業状況別 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）	②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）
総数	469万円	121万円
自営業者	556万円	286万円
家族従業者	539万円	113万円
常用雇用	491万円	152万円
臨時・パート	416万円	63万円
無職	424万円	45万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：平成19年の所得である。

※注3：上記の平均額は、郵送調査と所得等調査の結果を合わせて集計（両方の調査票がそろっている者のみを集計）したものであり、所得等調査のみによって集計した平均値（12ページ参照）と総数が異なる場合がある。

## ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の平均は469万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は555万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は342万円となっている。
- 次に、第1号被保険者本人の総所得金額の平均は133万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は178万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は113万円となっている。
- また、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由としては「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%と最も高くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、こうした第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の低い所得水準という要因もあると考えられる。

### <第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成11年調査	548万円	629万円	463万円	142万円	169万円	110万円
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成20年調査→平成19年の所得）

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

<参考：国民年金保険料額の推移>

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国民年金保険料 (月額)	13,580円	13,960円	14,100円	14,410円	14,660円	15,100円	15,020円
引上げ額 (対前年度比)	280円	380円	140円	310円	250円	440円	▲80円

### ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）としては、「年金制度の将来が不安・信用できない」が14.3%、「社会保険庁が信用できない」が7.0%となっており、納付率が低くなっている背景には、こうした年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感という要因もあると考えられる。

#### < 1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）（平成20年調査） >

	保険料が高く、 経済的に支払う のが困難	受け取れる年金 額が分からな い・保険料に比 べて少ない	これから保険料 を納めても加入 期間が少なく、 年金がもらえな い	すでに年金を受 ける要件を満た している	年金制度の将来 が不安・信用で きない	社会保険庁が信 用できない	その他
平成11年調査	62.4%	8.1%	2.2%	0.9%	6.3%	—	20.2%
平成14年調査	64.5%	7.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	15.7%
平成17年調査	65.6%	4.8%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	3.2%
平成20年調査	64.2%	3.9%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	4.0%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成11年調査及び平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

### 3 平成22年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1参照)

#### 市場化テスト

(資料3-1のp5~9参照)

- ア) 平成22年10月から全ての年金事務所において、納付督促及び免除等勧奨業務を市場化テスト事業者に全面的に委託実施した。
- ※市場化テスト事業は、平成19年10月から開始し、その後、対象事務所及び対象事業を順次、拡大してきている。
- イ) 市場化テスト事業者への業務委託を実施した結果、督促業務等のコストは相当程度削減されたが、納付督促に関する事業実績は低迷している。
- ウ) このため、平成22年10月から委託を開始した事業については、①戸別訪問による納付督促の重視、②事業の質を重視した事業者を選択できるような入札方式への変更、③機構と受託事業者との情報交換や連携強化等の実施要項の変更を行った。
- エ) また、平成21年10月から委託を開始した事業については、平成22年8月に受託事業者から「競争の導入による公共サービスの改善に関する法律」に基づく業務改善計画を提出させ、受託事業者から2ヶ月に1回ヒアリングを実施して改善状況をフォローした。

#### 免除勧奨等

(資料3-1のp3参照)

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨(ターンアラウンド)及び、市場化テスト受託事業者との連携により事後フォローが着実に実施できたことにより、負担能力が乏しい被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成21年度	平成22年度	対前年度比
全額免除者数等(割合)	535万人(27.4%)	551万人(29.0%)	+16万人(+1.6ポイント)

## 強制徴収

(資料3-1のp4参照)

平成22年度の強制徴収の取組みについては、最終催告状発送件数は前年度を相当程度上回った。また、督促状送付件数及び差押え執行件数も平成21年度を若干上回った。

## その他

(資料3-1のp10参照)

口座振替実施率は、新規獲得件数が伸びなかったため平成21年度を下回ったが、コンビニエンスストア納付、インターネットバンキング等による電子納付及びクレジットカード納付の合計件数については、平成21年度と同等以上の水準を確保した。特に、クレジットカードによる納付件数は大幅な伸びを示した。

### 【総括】

国民年金保険料の収納対策については、様々な督促活動の強化に努めたが、事業の全面展開が年度途中からとなったことや、東日本大震災の影響もあり年度末対策が十分に実施できなかったこと等から、現年度納付率の向上に結びつけることができなかった。今後は、各種事業の早期実施に努めるとともに、現年度納付率が向上している年金事務所の取組み事例も参考としつつ、未納者属性や地域属性を踏まえた効果的な督促活動を展開していきたい。

# 収納対策のスキーム（概念図）

### 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）  
（口座振替率）  
20年度末 21年度末 22年度末  
38% → 36% → 36%  
562万人 527万人 500万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）  
（利用状況）  
20年度 21年度 22年度  
966万件 → 1,107万件 → 1,164万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）  
（利用状況）  
20年度 21年度 22年度  
38万件 → 41万件 → 41万件
- クレジットカード納付の導入（H20.2～）  
（利用状況）  
20年度 21年度 22年度  
32万件 → 78万件 → 103万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成22年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

### 納付督促の実施

**文書**

H20年度 818万件  
H21年度 1,309万件  
H22年度 2,574万件

**電話**

H20年度 1,481万件  
H21年度 1,969万件  
H22年度 2,587万件

**戸別訪問（面談）**

H20年度 1,103万件  
H21年度 422万件  
H22年度 314万件

度重なる督促にも応じない

### 強制徴収の実施 ⇒ 不公平感の解消と波及効果

	20年度	21年度	22年度
最終催告状	16,350件	17,131件	24,232件
督促状	8,160件	10,061件	10,583件
財産差押	5,534件	3,092件	3,379件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数  
・督促状、財産差押の件数は、平成23年3月末現在

・質の向上  
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

### ○市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）

（実施対象事務所数）	（督促件数）
H18年度 35か所	H18年度 255万件
H19年度 95か所	H19年度 621万件
H20年度 185か所	H20年度 1,669万件
H21年度 312か所	H21年度 2,431万件
H22年度 312か所	H22年度 3,436万件

### 免除等の周知・勧奨 年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

- 免除や学生納付特例（学生の間での保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
  - 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
  - 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
  - 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
  - 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

### 普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

## 4 平成23年度の収納対策について

### 平成23年度の収納対策の主な内容

#### ① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

＜計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定＞

- 機構全体及び各年金事務所において、それぞれ行動計画を策定し、計画的・効率的な収納対策に取り組む。

＜進捗状況にかかる管理の強化＞

- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて国民年金担当グループ長会議やブロック本部長会議を開催する。
- 国民年金保険料収納対策が低調な年金事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」として指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。

#### ② 市場化テストの適正化

＜受託事業者に対する進捗管理＞

- 平成21年10月開始の受託事業者については、平成23年5月に「競争の導入による公共サービスの改善に関する法律」に基づく業務改善計画を再度提出させ、引き続き2ヵ月に1回のヒアリングによりフォローアップを実施していく。また、平成22年10月開始の受託事業者についても、要求水準の達成に向けた事業実施状況を3ヵ月に1回のヒアリングによりフォローアップを行う。

＜受託事業者との協力・連携体制の強化＞

- 受託事業者に対する情報（納付書送付対象者及び送付時期、ターンアラウンドによる免除申請書送付対象者及び送付時期等）提供の早期化や各県単位の月例打合せ会の開催など協力・連携の強化を図る。また、債権回収業務の経験のある民間出身職員を本部・ブロック本部に配置するなど指導体制の強化を図る。

＜平成24年10月契約更改に向けた検討＞

- 平成24年10月の契約更改に向けて、早期に実施要項（仕様書）の見直し作業を行う。

### ③ 強制徴収など年金事務所の取り組み強化

#### <強制徴収の着実な実施>

- 最終催告状の送付から差押えの実施などの一連の手続きにより2年以内に完結させるサイクルの確立を図ったうえで、最終催告状を送付したものの全てが完納に結び付くよう取組みを強化する。具体的には、平成22年度までに最終催告状を送付したものについて6月中に進捗状況を全数点検することとしたほか、平成23年度新規着手分については、12月末までに最終催告状の送付を完了する。

#### <集合研修の実施>

- 強制徴収担当職員の集合研修を6月から12月に600人規模で開催するなど、スキルアップを図る。（平成22年度の強制徴収担当職員の集合研修については、年5回、420人程度の実施。）

#### <国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを活用する。

### ④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチ強化

#### <届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）の確実な実施>

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（または第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行い、届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）を確実に実施する。また、いわゆる「職権適用」の早期化を図るよう検討する。

#### <関係機関との調整>

- 配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入力出来るよう、関係者と調整を進める。

#### <適用体制の強化>

- 昨年から増員した特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「職権適用者」）への働きかけを強化する。

## ⑤ □座振替制度の推進

### <□座振替制度の利用促進>

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

### <□座振替不能者へのフォローアップの強化>

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

## ⑥ 公的年金制度の普及・啓発について

### <「ねんきん月間」の設定>

- 11月を「ねんきん月間」とし、政府広報や市町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開し、出張相談等も集中的に開催する。

### <未納者の属性に応じた周知広報>

- 大学等構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

### <パンフレット等の内容の見直し>

- 届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレット、通知文書の内容の見直しを行う。

## ⑦ 関係機関との協力連携

### <市区町村への協力依頼>

- 所得情報の取得、市区町村の窓口や広報誌における制度周知を依頼する。また、第1号被保険者資格取得届時における□座振替案内についての協力を依頼する。

### <ハローワークとの連携強化>

- 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

## ⑧ 現行の年金制度の改善に向けた検討

### <現行制度の改善>

- 今後、社会保障・税一体改革成案に従い、現行の年金制度の改善を速やかに進める中で、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大等により就業構造の変化に対応していくとともに、国民年金の適用・収納対策の一層の推進を図るための方策について検討し、必要な措置を講じる。

### <共通番号の活用>

- 社会保障・税に関わる番号制度の導入に向けた議論を踏まえつつ、共通番号を活用した取組について検討を進める。